

雲南市
一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

〔概要版〕

平成25年3月

雲 南 市

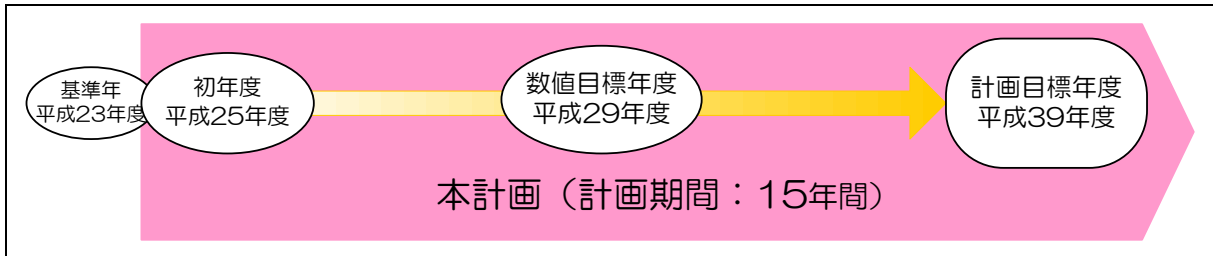
《一般廃棄物処理基本計画の位置づけ》

雲南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「本計画」という。)は、雲南市(以下「本市」という。)が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき策定したものです。

本計画は、国の法律・計画並びに島根県の『しまね循環型社会推進計画』と整合させたものです。

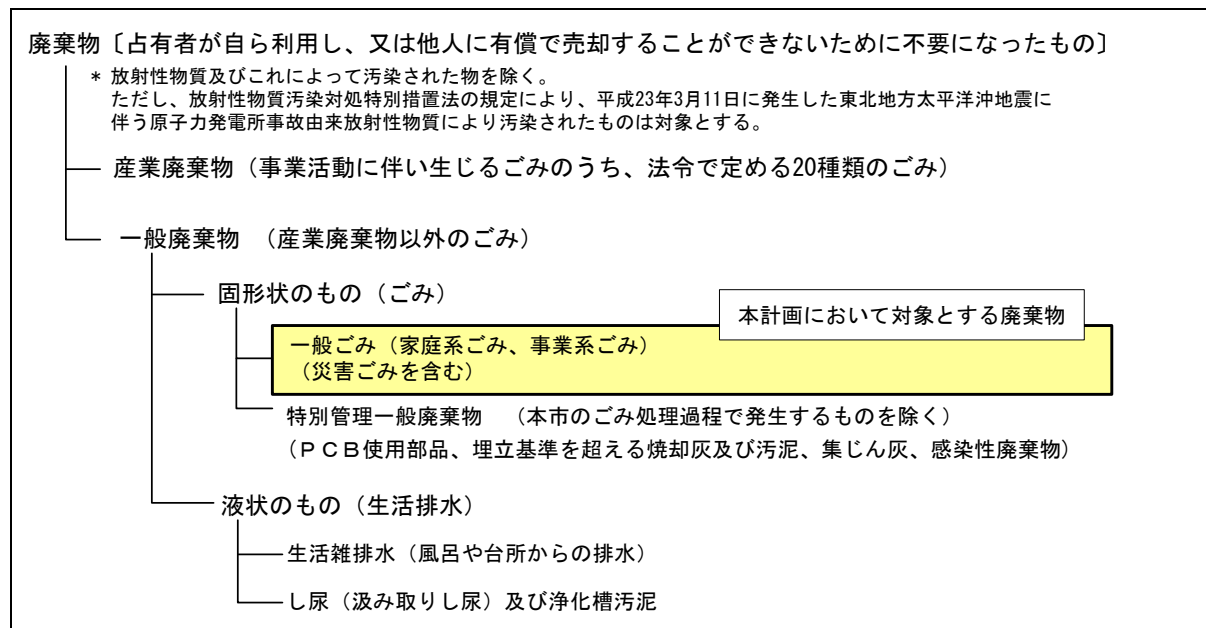
《計画の期間》

本計画は、平成25年度を初年度とし、ごみ処理の広域化にむけて平成39年度を目標年度とする15か年計画とします。また、5年後の平成29年度を数値目標年度とし、概ね5年ごとに改訂するものとします。



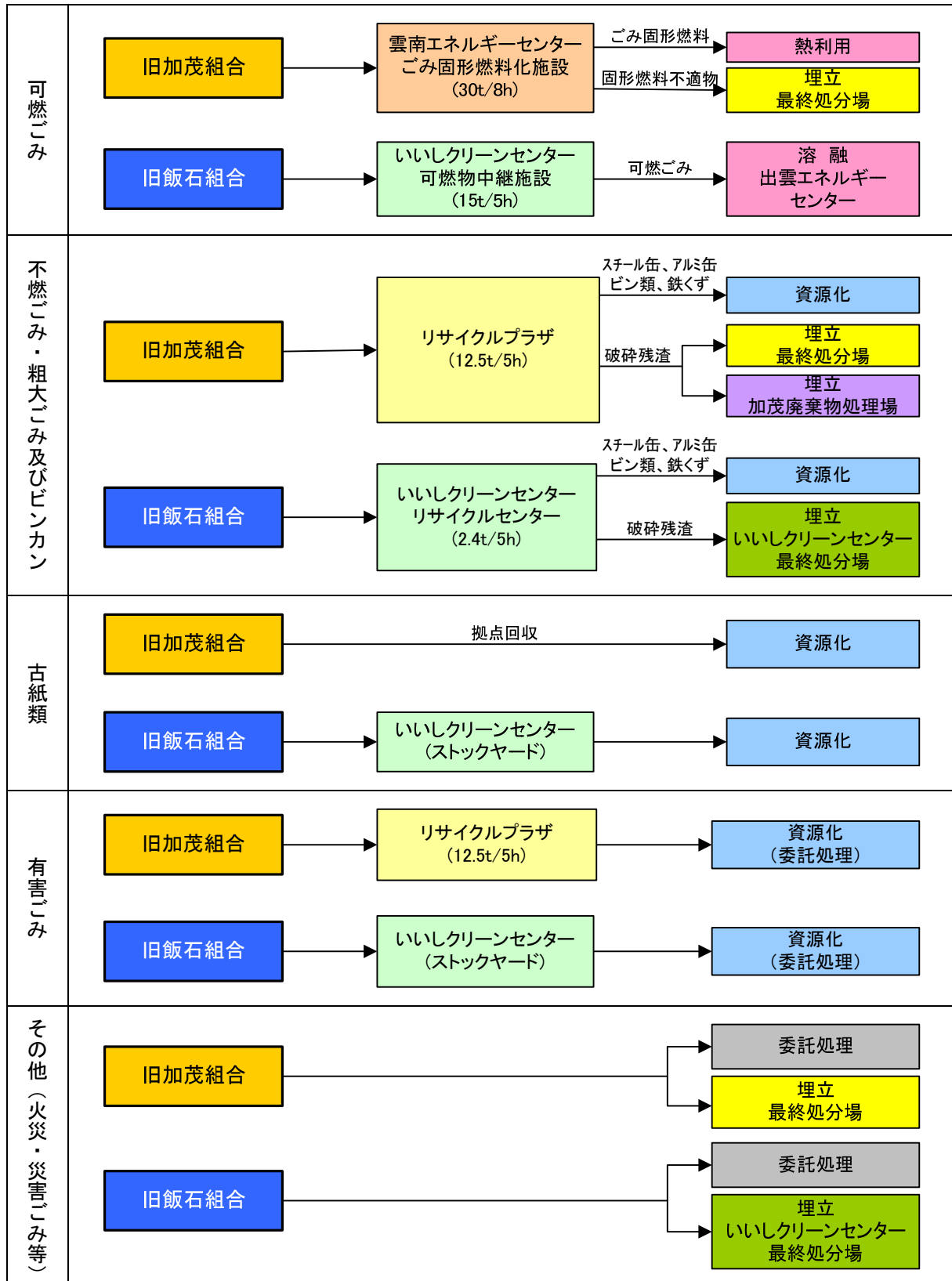
《計画対象廃棄物》

本計画の対象廃棄物は、一般廃棄物のうち、固形状の廃棄物(以下「ごみ」という。)とします。なお、行政において処理・処分が困難であるものは処理対象外とします。

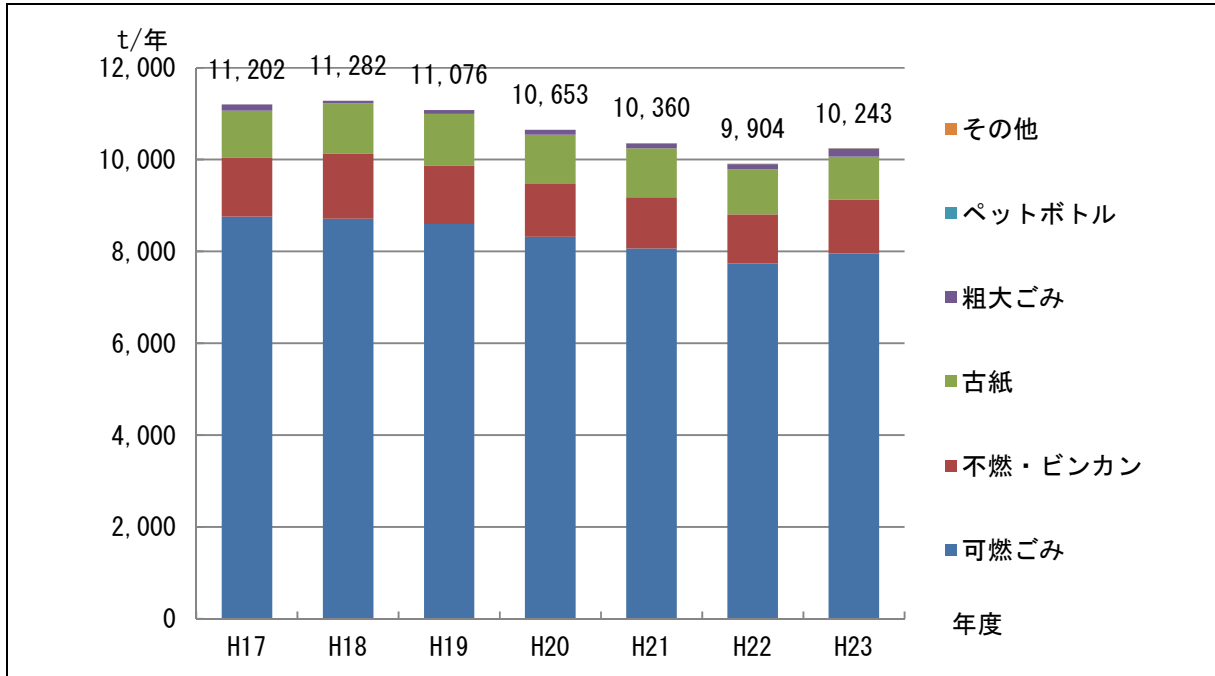


ごみ処理の現状

現在のごみ処理は、旧加茂町外三町清掃組合（大東町・加茂町・木次町・三刀屋町）（以下「旧加茂組合」という。）、旧飯石郡町村事務組合（吉田町・掛合町）（以下「旧飯石組合」という。）単位で行っています。

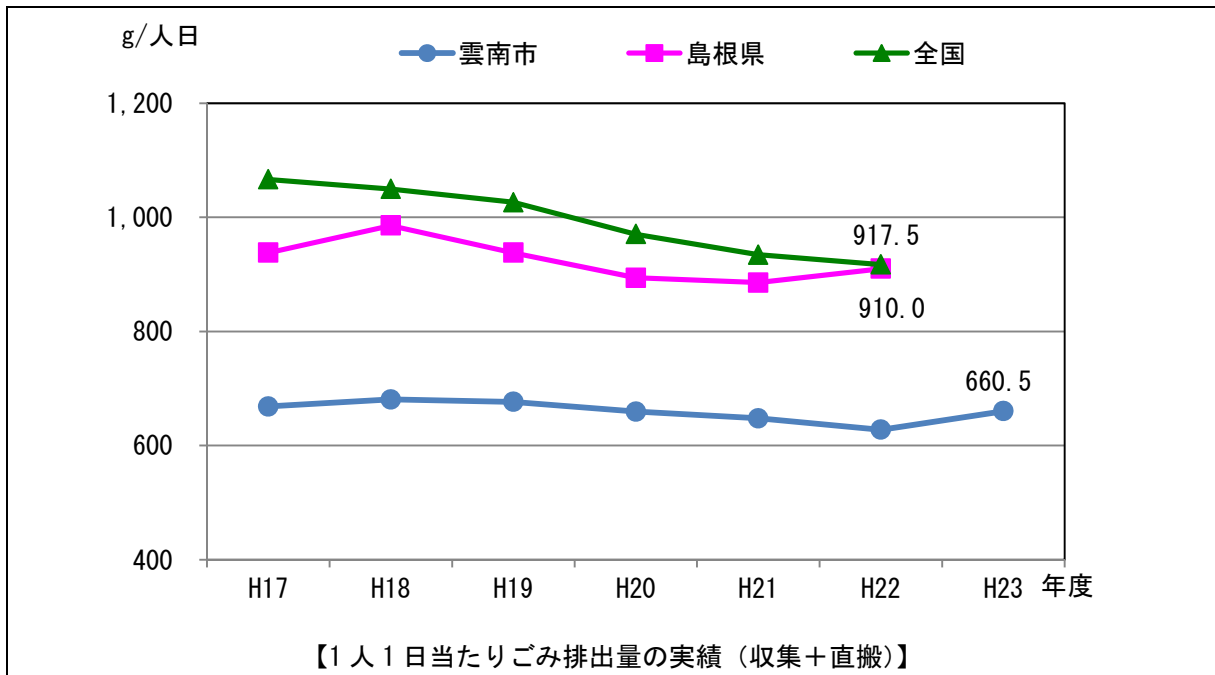


本市のごみ総排出量(収集(拠点含む)+直接搬入)は、平成23年度が10,243t/年(廃家電除く)となり、前年度に比べ増加したが、基本的には年々減少する傾向です。その傾向は収集ごみ、直接搬入ごみともに同様です。



本市のごみ排出量合計を総人口で除して求めた1人1日当たりごみ排出量をみると、平成23年度は660.5g/人日で、全国平均(平成22年度:917.5g/人日)及び島根県平均(平成22年度:910.0g/人日)に比べると大幅に低い排出量水準です。

同様に、収集ごみの1人1日当たりごみ排出量についても全国平均、島根県平均に比べると大幅に低い水準にあり、概ね減少推移です。



ごみ処理に関する課題

排出量に関する事項

現状 市民1人1日当たりごみ排出量は、平成23年度において660.5g/人日、収集ごみが497.0g/人日であり、全国平均（917.5g/人日）及び島根県平均（910g/人日）に比べると大幅に低い排出量水準となっています。

課題 現状の排出レベルを維持しつつ、より一層のごみ排出抑制を図ることが必要です。

現状 可燃ごみの固形燃料化について、異物の混入は処理コストの増加や製造した固形燃料の利用が困難となります。また、可燃ごみには資源化できる資源ごみ等も含まれており、分別の不徹底が見られます。

課題 可燃ごみの分別徹底を図ることが必要です。また、排出抑制や分別徹底を促進するため、排出量に応じた負担の公平化と排出抑制と有料化に関する情報発信を行うことが必要です。

資源化に関する事項

現状 古紙類等の分別収集や可燃ごみの固形燃料化、広域処理による発電等によるサーマルリサイクルの推進により、リサイクル率は55%と島根県平均（23.8%）を大きく上回っています。ただし、プラスチック製容器包装やペットボトル等については、容器包装リサイクル法に基づくマテリアルリサイクルも可能です。小型電化製品についても、リサイクル可能です。

課題 分別の徹底による古紙類等のマテリアルリサイクルの推進に加え、プラスチック製容器包装類やペットボトル、小型電化製品の分別収集等について、長期的な課題として検討することが必要です。

中間処理に関する事項

現状 中間処理体制は、市町村合併前において構築したものであり、複数の施設によって処理を行っており、集約化による効率化が求められます。また、いずれの施設も供用後9～13年程度経過しています。

課題 施設更新を含めた可燃ごみの処理体制を長期的な課題として検討していくことが必要です。

最終処分に関する事項

現状 最終処分場は、当面は継続した埋立処分が可能ですが、災害廃棄物等の埋立を考慮すると、今後とも、十分な残余容量を確保しておくことが必要です。

課題 現有処分場の適正管理と、計画的な施設（用地）確保が必要です。

国の施策状況や社会情勢を踏まえた上で、本市管内におけるごみ処理に関する基本方針は以下のとおりです。

基本目標

環境にやさしく住みたくなるまち

ごみ処理の基本方針

① ごみの排出抑制

ごみの排出抑制は、市民・事業者・行政が協働して積極的に取り組むことが必要である。そのため、市民・事業者は、ごみとなるものを「作らない、売らない、買わない」を基本とした生活、事業活動を行い、行政は、市民・事業者の取組を支援していく。

② 再資源化の推進

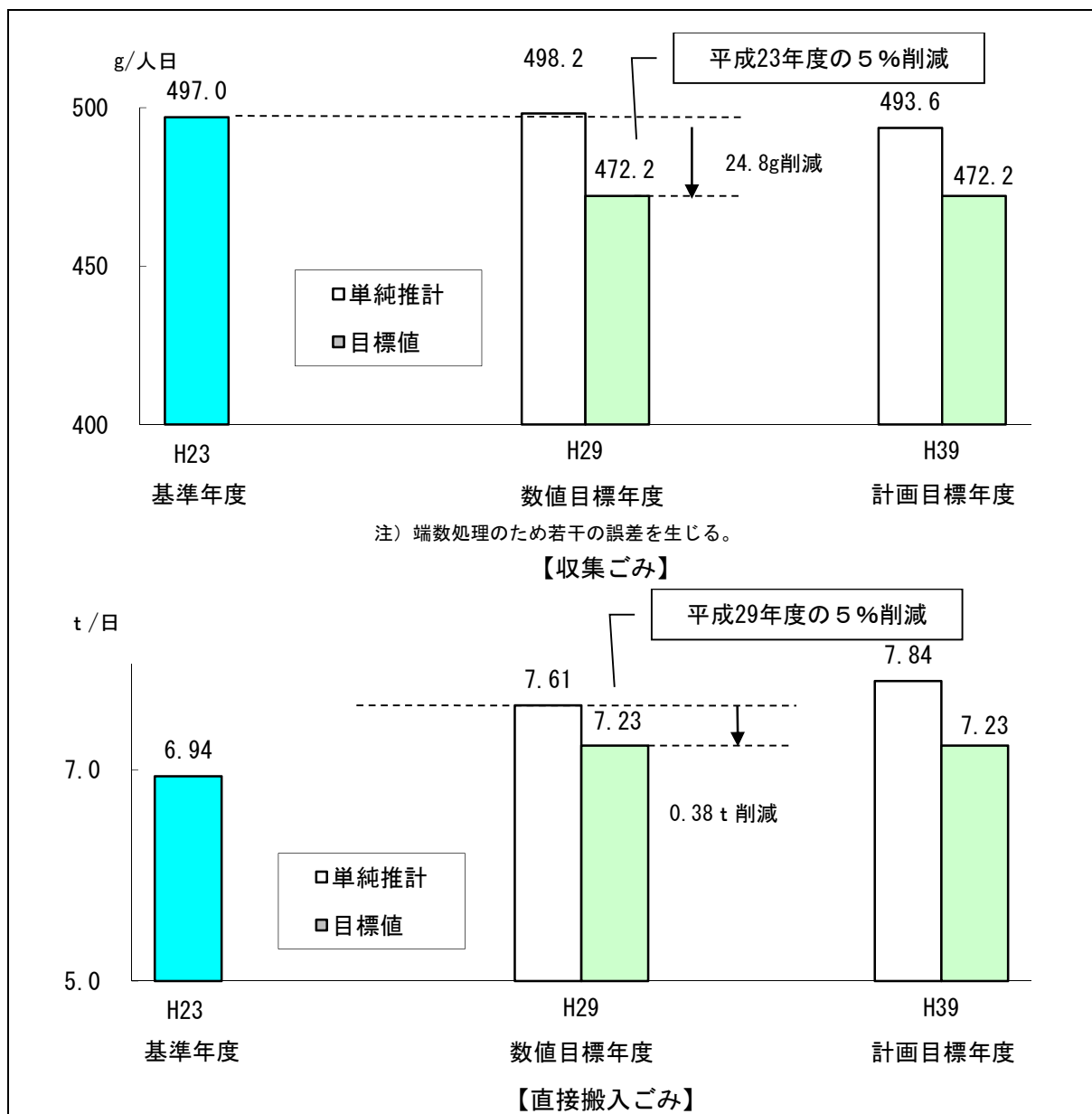
ごみの再資源化の推進は、再生利用を前提とした資源ごみの分別収集や、資源の有効利用を進めることが必要である。そのため、市民・事業者は、ごみを正しく分別することを基本とした生活、事業活動を行い、行政は、市民・事業者の取組を支援すると共に、処理過程において資源物の選別回収や燃やせるごみの固形燃料化を推進していく。

③ 適正処理の推進

適正処理の推進は、処理システムの統一により、市民・事業者・行政が協働して取り組むことが必要である。そのため、行政は、処理方法等の統一、行政サービスの均一化を図ることを基本とし、収集から処理・処分までの間の適正処理を進め、もって地域の環境保全を推進していく。

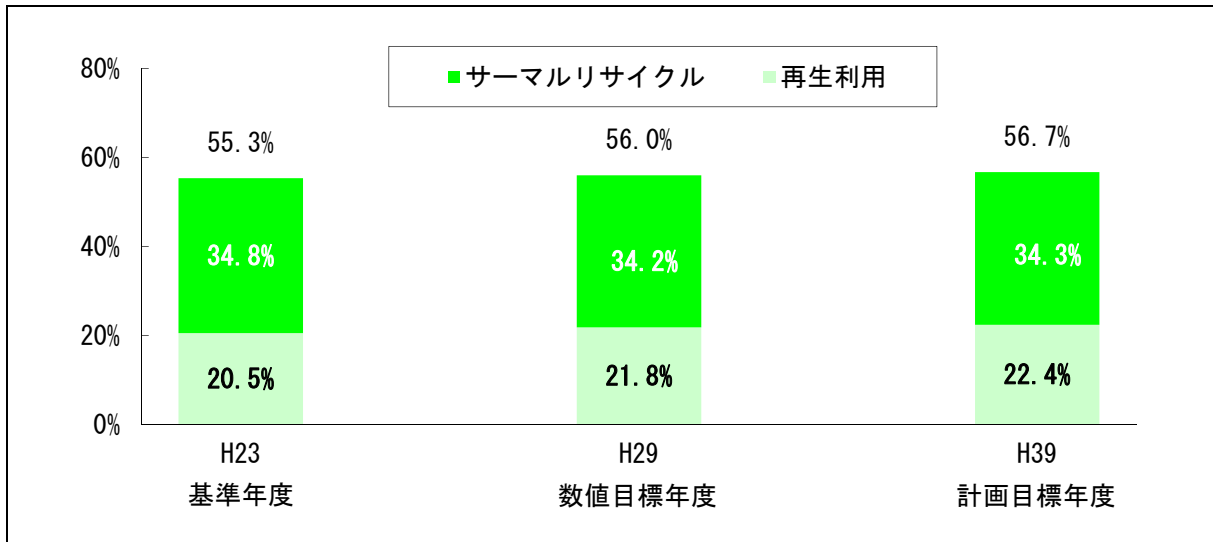
排出抑制目標

- 排出抑制の対象とするごみ種類は、ごみの約8割を占め、生ごみの抑制や古紙の分別徹底を前提に「可燃ごみ」とする。
- 本市の排出量は、県内においても小さい値であることを踏まえ、目標値は国の基本方針での削減率である5%減を基本とする。
- 収集ごみは、単純推計による1人1日当たりごみ排出量が概ね現状レベルであることから、基準年度（H23）の1人1日当たりごみ排出量の5%減とする。
- 直接搬入ごみは、管内の事業系ごみの適正処理を指導してきたことを反映し、単純推計による将来推計は増加すると見込まれることより、目標値は数値目標年度（H29）の1日排出量の推計値より5%減とする。
- 目標達成後の平成29年度における収集ごみの1人1日当たりごみ排出量は、472.2g/人日、直接搬入ごみは7.23t/日となる。



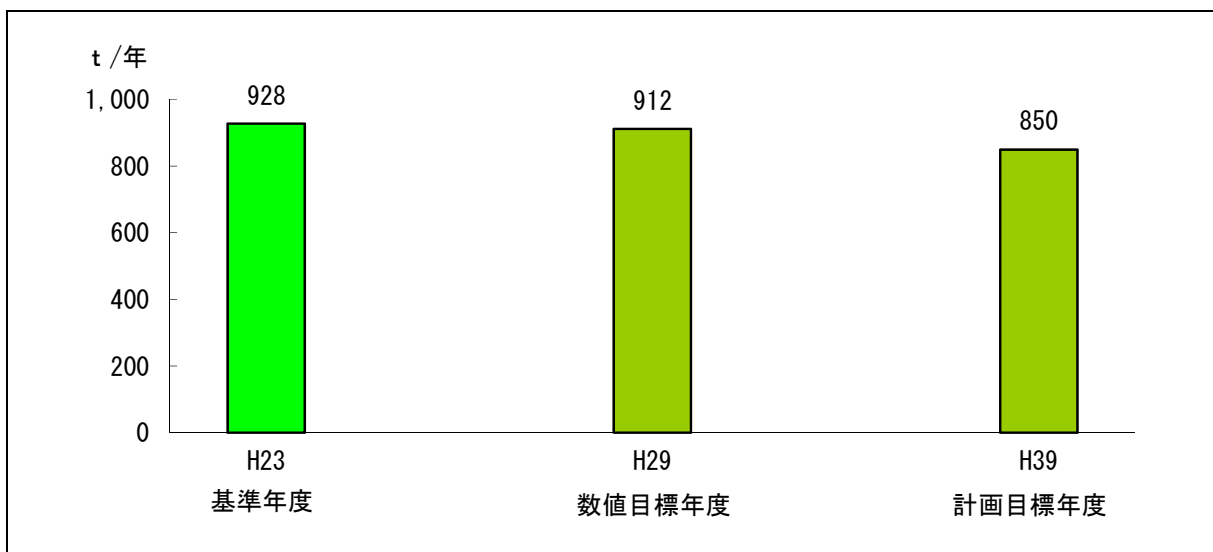
リサイクル目標

- リサイクル率は、固形燃料化によって県内1位である。
- 今後は、再生利用の向上を目指す目標とする。
- ごみの排出抑制により固形燃料量も減少することを踏まえ、現状レベルを維持する目標とする。
- 具体的な目標値は56%とする。



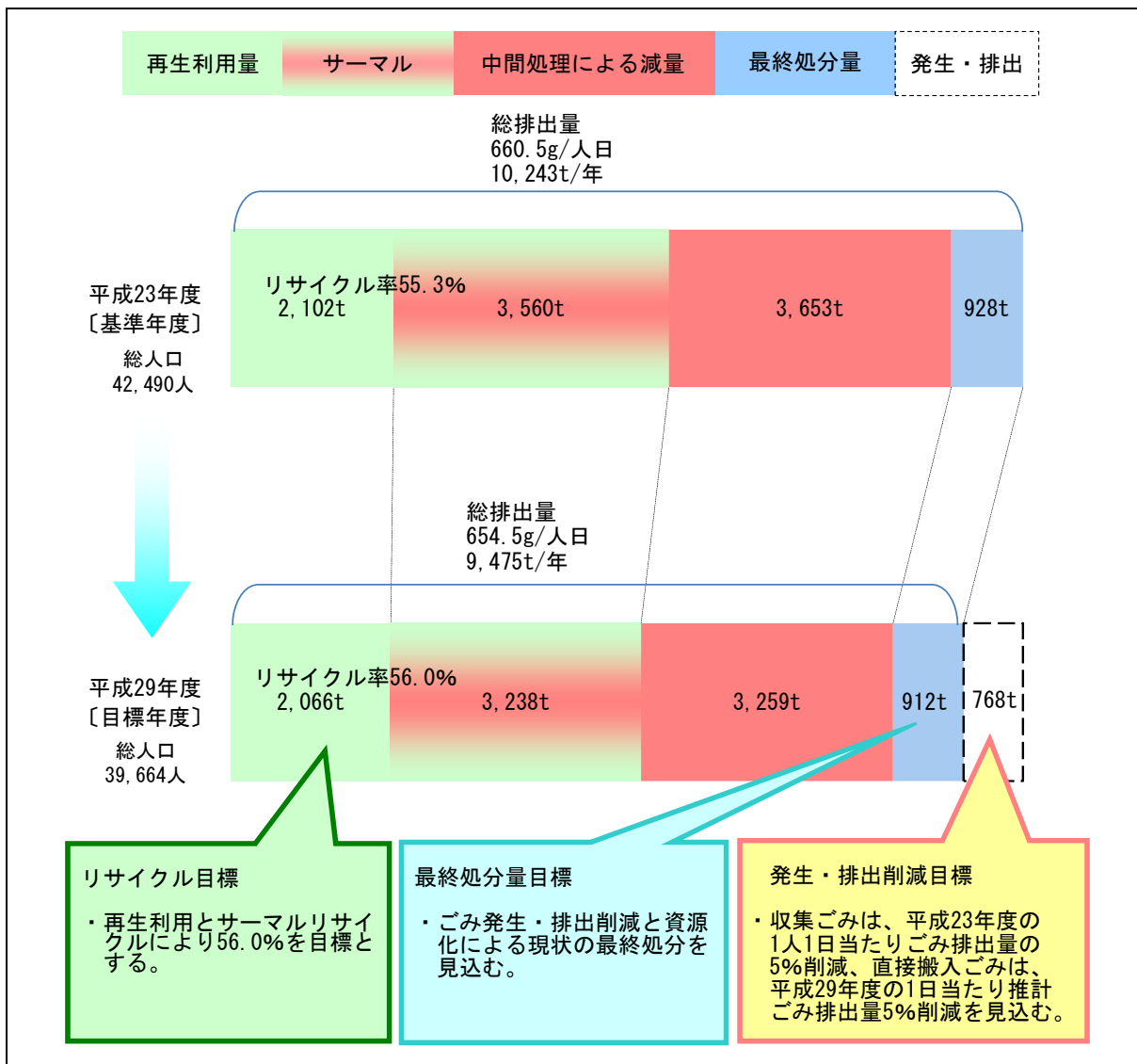
最終処分目標

- 最終処分量の削減は、ごみの排出抑制とリサイクル率を高めることで達成される。
- 最終処分目標は、ごみの排出抑制による効果を踏まえ、現状レベルを下回るものとする。



ごみ処理の目標

本市の処理システムの特徴である可燃ごみの固形燃料化は、リサイクル率の向上に寄与しています。当面は現状システムを継続していくため、リサイクル率や最終処分量は現状レベルを維持していくものとします。

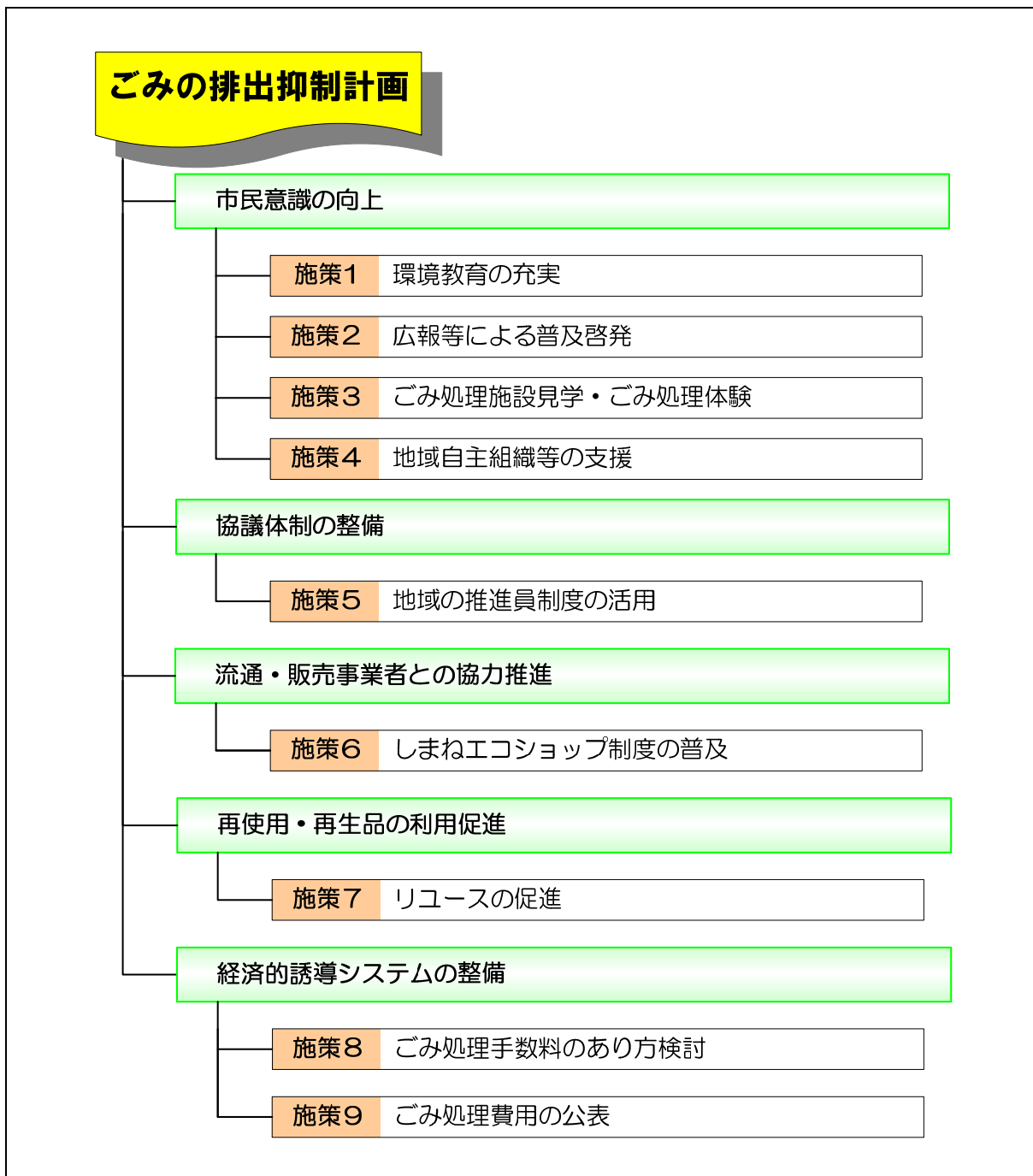


項目	平成23年度実績 (基準年度)	平成29年度目標値 (数値目標年度)
発生・排出削減目標	660.5 g/人日	645.5 g/人日 [6.0 g/人日削減]
収集ごみ	497.0g/人日	472.2 g/人日 [24.8 g/人日削減]
直接搬入ごみ	6.94t/日	7.23t/日 [H29年度推計値の5%削減]
リサイクル目標 (リサイクル率 ^{注)})	55.3%	56.0%
最終処分量目標	928t/年	912t/年

注) リサイクル率 (%) = (再生利用量 + サーマルリサイクル量) ÷ ごみ排出量 × 100

《基本方針》

ごみの排出抑制は、市民・事業者・行政が協働して積極的に取り組むことが必要である。そのため、市民・事業者は、ごみとなるものを「作らない、売らない、買わない」を基本とした生活、事業活動を行い、行政は、市民・事業者の取組を支援していく。



《市民意識の向上》

施策1 環境教育の充実

- 地域環境などの問題について、社会意識を育てるため、学校や地域社会の場に担当者等を派遣していく。



施策2 広報等による普及啓発

- 市民がごみ減量や再資源化に関する情報を発信していく。
- わかりやすい内容の分別ポスター・啓発チラシを作成・配布していく。
- ケーブルテレビやホームページ、さらにパンフレット等によりごみ減量や再資源化に関する意識啓発を行っていく。



施策3 ごみ処理施設見学・ごみ処理体験

- 小・中学校の社会教育や自主又は女性の会組織等においてごみ処理施設の見学や実際のごみ処理体験を行い、環境への意識向上を図っていく。



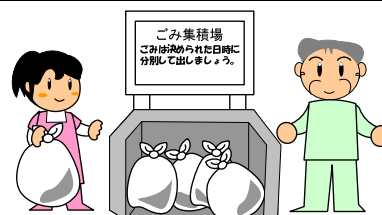
施策4 地域自主組織等の支援

- 市民の意識向上のため講師として担当職員を派遣すると共に、情報の提供、学習の場の提供など、地域自主組織等を支援していく。

《協議体制の整備》

施策5 地域の推進員制度の活用

- 環境対策委員制度の活用等により、ごみの出し方等の指導を行うとともに、地域の声を行政に生かしていく。



《流通・販売事業者との協力推進》

施策6 しまねエコショップ制度の普及

- スーパーマーケット等の販売店に対し、買物袋持参や資源物の店頭回収などを要請すると共に、島根県のエコショップ制度を活用するよう依頼する。
- 推進する販売店等については、その活動を広報等により市民に紹介するなど、市民と事業者の協働による取組を推進していく。
- 本市においてレジ袋の削減の施策に関し、事業者と協力していく。



《再使用・再生品の利用促進》

施策7 リユースの促進

- 市民団体が行うフリーマーケット等において、場所の提供や情報提供を行う。
- リサイクルプラザにおいてリサイクルに関する啓発を行うと共に、再生品を希望者に譲ることでリユースを促進していく。



《経済的誘導システムの整備》

施策8 ごみ処理手数料のあり方検討

- 家庭系ごみ処理手数料は、排出者負担の公平化やごみ減量等を目的として制度化しており、現時点において、ごみ排出量等は低レベルであるため、当面は現行制度を継続していくものとする。
- ただし、今後のごみ排出量や分別徹底等の状況を踏まえ、ごみ処理手数料制度のあり方について検討していくものとする。

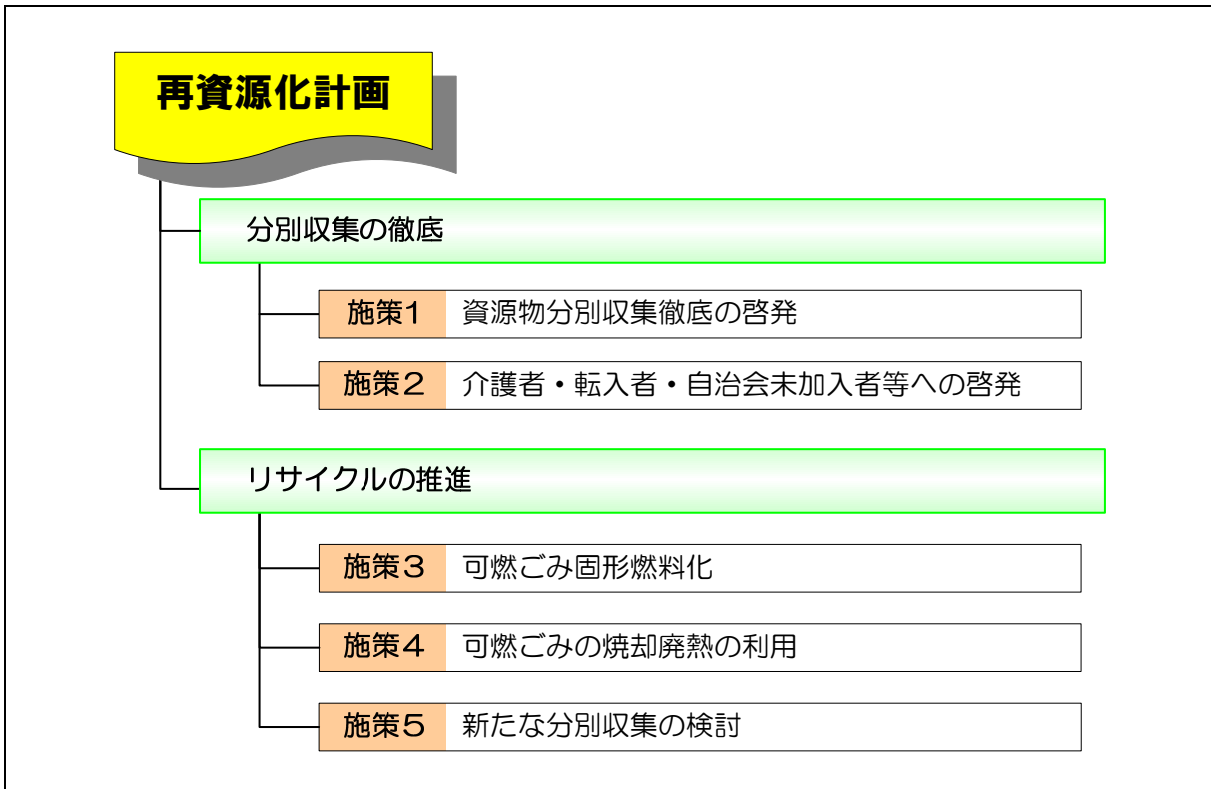
施策9 ごみ処理費用の公表

- 今後は、市民又は事業者に対して、ごみ処理手数料徴収の意義を理解していただき、ごみの減量に積極的に取り組んでいただくため、ごみ処理経費等の情報については広く公表を行い、ごみの排出者である市民・事業者の理解を得ていくものとする。

《基本方針》

ごみの再資源化の推進は、再生利用を前提とした資源ごみの分別収集や、資源の有効利用を進めることが必要である。そのため、市民・事業者は、ごみを正しく分別することを基本とした生活、事業活動を行い、行政は、市民・事業者の取組を支援すると共に、処理過程において資源物の選別回収や燃やせるごみの固形燃料化を推進していく。

▼施策の体系



《分別収集の徹底》

施策1 資源物分別収集徹底の啓発

- 分別が悪いものについては、収集しない等の措置をとり、併せて、パンフレットや広報紙等で分別徹底を図っていく。

施策2 介護者・転入者・自治会未加入者等への啓発

- 賃貸住宅居住者は、単身者など自治会に加入していない場合があり、転入手続き時など窓口での啓発を行うとともに、不動産業者や管理業者等を通じて分別徹底を啓発していく。
- 介護者（業者）は、市民に代わってごみ分別をする場合があるため、分別方法等について指導していく。

《リサイクルの推進》

施策3 可燃ごみ固形燃料化

- 今後も可燃ごみを安定的に固形燃料化し、有効利用を継続していくため、分別徹底と生ごみの水切りについて、広報等で啓発していく。
- また固形燃料の塩素濃度が高いと引き取り価格が逆有償になる場合があるため、生ごみの削減や分別徹底を図っていく。

施策4 可燃ごみの焼却廃熱の利用

- 旧飯石組合の可燃ごみは、出雲リサイクルセンターにおいて熔融処理しており、その処理過程で発生する廃熱は発電に利用されており、水分が多いとその水分を蒸発させるために熱を使用してしまうため、有効利用できる熱量は少なくなる。
- 市民に対し、分別の徹底と併せて生ごみの水切りについて、広報等で啓発していく。

施策5 新たな分別収集の検討

【分別区分の統一】

- 本市管内の可燃ごみ処理は、広域処理による熔融処理・廃熱による有効利用（発電等）と固形燃料化による有効利用としている。
- 旧加茂組合では、「くつ類・プラスチック類」を不燃ごみとして分別し、委託処分しているが、旧飯石組合では可燃ごみとしているなど、処理システムの違いが分別の違いとなっている。
- 本市において可燃ごみの処理システムを構築する際には、効果的かつ効率的なごみ処理が行える分別区分とする。

【新たな分別区分】

- 国においては、循環型社会形成の推進を目的として、平成24年8月3日に「使用済小型電子機器再資源化促進法」（以下「小型家電リサイクル法」という。）を成立させ、平成25年4月に施行する予定としている。
- 本市では、小型家電類は不燃ごみ（金属類）として分別し、リサイクルプラザやいいしクリーンセンター（リサイクルセンター）で小型家電類を選別・回収し、資源化している。
- 今後の法の施行、民間企業あるいは周辺自治体の取組状況から本市に適した小型家電類の分別・回収について検討・実施し、金属類の再資源化に加え有用物（たとえばレアメタル）の再生利用を促進していくものとする。

【将来の分別方式の基本的方向】

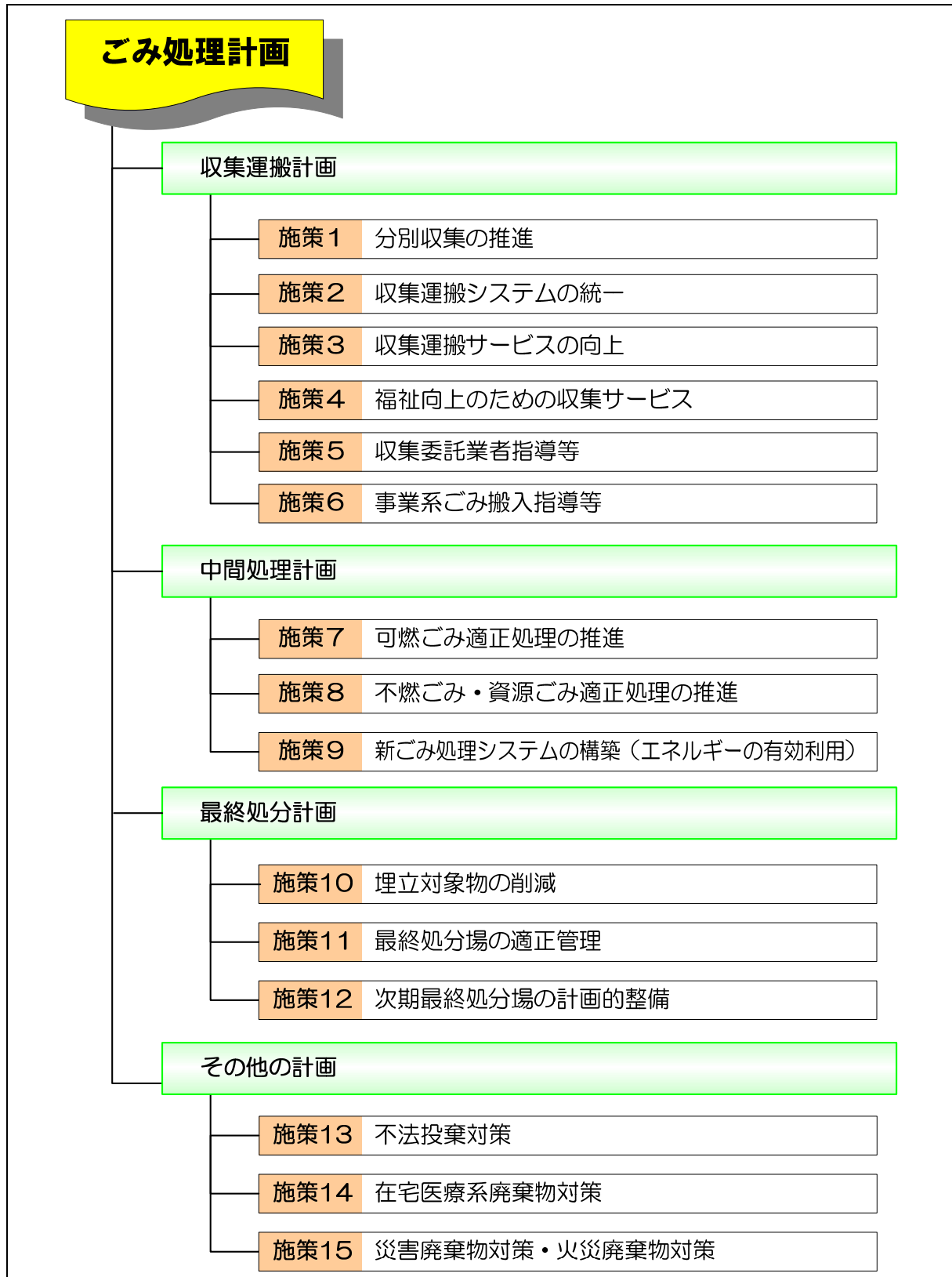
- ごみの分別は、本市管内統一したものとし、『可燃ごみ』、『資源ごみ』、『不燃ごみ』、『粗大ごみ』、『有害ごみ』の5種に大別、さらに、『資源ごみ』を「古紙」、「衣類」、「ビン・カン」、「ペットボトル」の4種類に細分化し、4種7分別を基本に検討する。
- 可燃ごみは、万全な二次公害防止対策を講じた焼却方式を前提とした場合、燃やせるごみの範囲を広げ、市民の利便性と最終処分量削減を目指す。
- また、資源化促進にむけた市民等の分別意識を高めるため、新たな資源化として「ペットボトル」を資源ごみとして位置づける。
- 介護が必要な市民や障がいをもつ市民にとってもわかりやすいものとするため、可能な限り単純化したものとする。

▼将来の分別方法の変更（案）

分別区分	具体例	大東町・加茂町 木次町・三刀屋町	吉田町・掛合町	変更案	
可燃ごみ	生ごみ、天ぷら油、ぬいぐるみ、草・落ち葉、紙くず、紙おむつ、プラ製容器包装	燃やせるごみ	燃やせるごみ	燃やせるごみ	
	ペットボトル			ペットボトル	
資源ごみ	古紙類	新聞紙、雑誌・本・カタログ、ダンボール、飲料用パック	古紙 ※市が拠点回収	古紙類	古紙類
		古着	古着 ※市が拠点回収	古着	古着
	ビン・カン	飲料缶、缶詰缶、のり缶、菓子缶、ペットフード缶	飲料・食べ物の ビン・カン	ビン・カン	ビン・カン
		油缶		金属類	金属類
		飲用のビン、ビールビン、酒ビン		ビン・カン	ビン・カン
	不燃ごみ	陶器、ガラス類	陶器、ガラス類	ガラス類	陶器、ガラス類
金属類 (小型家電)		複合素材製品類、スプレー缶	金属類 (小型家電)	金属類	
		小型家電類		小型家電類	
くつ類・プラスチック類		くつ、プラスチック製品、シャンプーボトル	くつ類・プラスチック類	燃やせるごみ	燃やせるごみ
有害ごみ		蛍光管	有害ごみ	有害ごみ	有害ごみ
	乾電池	乾電池、水銀体温計			
灰類	炭、たどん、しちりん、練炭	灰類	-	灰類	
粗大ごみ	木製タンス、家具類、じゅうたん、たたみ、ふとん	粗大ごみ可燃 (直接持込)	粗大ごみ (直接持込)	粗大ごみ	
	自転車、ストーブ、扇風機、ベビーカー	粗大ごみ不燃 (直接持込)			

《基本方針》

適正処理の推進は、処理システムの統一により、市民・事業者・行政が協働して取り組むことが必要である。そのため、行政は、処理方法等の統一、行政サービスの均一化を図ることを基本とし、収集から処理・処分までの間の適正処理を進め、もって地域の環境保全を推進していく。



《収集運搬計画》

<p>施策1 分別収集の推進</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 再資源化の促進と安定した処理を維持していくため、分別徹底を啓発していくものとする。 ● 具体的には、広報、パンフレットによる啓発、さらに施設見学等を行っていく。
<p>施策2 収集運搬システムの統一</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の収集・運搬において、本市管内では収集頻度などが統一されていないため、市民サービス維持を鑑みつつ、収集運搬システムの統一を行っていく。
<p>施策3 収集運搬サービスの向上</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 収集ステーションについては、収集運搬に関する市民サービスの維持と、収集運搬の行政負担のバランスを考慮して整備していく。 ● 収集ステーションは、市民要望により設置しているため、その管理は、地区市民により行うものとする。
<p>施策4 福祉向上のための収集サービス</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 介護が必要な市民や障がいのある市民にとっては排出の困難性は高いため、ごみ出しへの支援方法、支援体制の構築について、検討していく。
<p>施策5 収集委託業者指導等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 収集作業は、ごみの受け渡しを直接行うものであるため、収集委託業者に対して適切な収集・運搬を行うよう指導していく。 ● 分別不徹底のごみについては、収集を行わない措置により市民の分別徹底を促しており、委託業者に対してもその趣旨を説明し、実行するよう指導していく。
<p>施策6 事業系ごみ搬入指導等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者に対して、自らが行う再利用や再資源化など、ごみの発生・排出削減を指導すると共に、組合施設に搬入するごみについては、分別徹底を行うよう排出業者あるいは収集運搬許可業者に対し指導していく。 ● 多量にごみを排出している事業者に対しては、廃棄物処理担当者の選任やごみ減量・再資源化等を進めるための計画書を提出させるなど、指導強化を図っていく。 ● 将来の事業系ごみ排出量は、目標達成に向け業者指導等により削減する見込みとしているため、事業系ごみに関する許可は、当面、これを維持していくものとする。

《中間処理計画》

施策7 可燃ごみ適正処理の推進

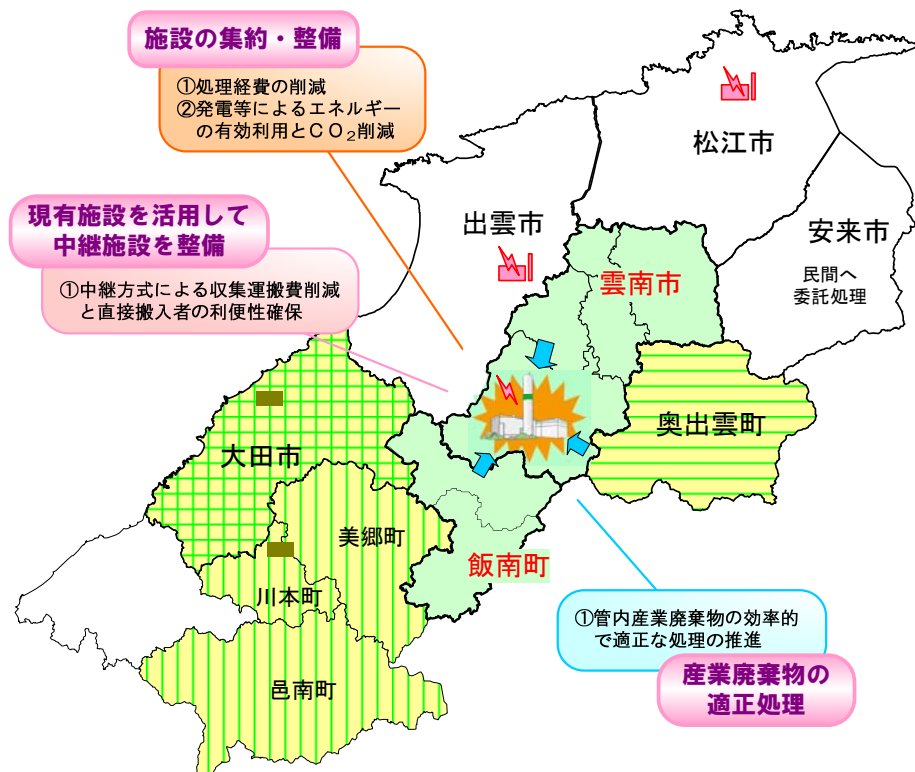
- 可燃ごみは、雲南エネルギーセンター（ごみ固形燃料化施設）、いいしクリーンセンター（可燃物中継施設）での処理を当面は継続して行っていく。
- 効率的な運営を行うと共に、予期しない破損等により大規模な補修等がないよう、定期的な機能検査の実施と計画的な補修計画・設備更新計画を立案し、安定的な処理を行っていくものとする。

施策8 不燃ごみ・資源ごみ適正処理の推進

- 不燃ごみと資源ごみは、リサイクルプラザといいしクリーンセンターで選別等の処理を当面は継続して行っていく。
- 効率的な運営を行うと共に、予期しない破損等により大規模な補修等がないよう、定期的な機能検査の実施と計画的な補修計画・設備更新計画を立案し、安定的な処理を行っていくものとする。

施策9 新ごみ処理システムの構築（エネルギーの有効利用）

- 可燃ごみ処理は、現有施設の老朽化や出雲エネルギーセンターへの委託処理期間の終了などにより、今後抜本的な見直しが必要となる。
- 本市では、一般廃棄物処理に関しては周辺自治体との共同処理を目指し、処理の効率化を図ると共に、処理に伴い発生するエネルギーを最大限活用するため、一般廃棄物と同等の処理が可能な産業廃棄物も含めた処理システムを構築し、発電等による有効利用を目指すものとする。
- 現有施設では処理困難性が高い災害廃棄物や火災廃棄物を適正処理する体制も構築するものとする。



《最終処分計画》

施策 10 埋立対象物の削減

- 不燃ごみは、破碎選別を行うことで埋立物を減量・減容化している。中間処理施設の維持管理により、安定・継続した減量・減容化を行う。
- 物を大事にするというライフスタイルを築き、長く使用することで不燃ごみや不燃性粗大ごみの発生・排出削減ができ、もって埋立対象物も削減できるため、物を大事にする等について市民への啓発、事業者への指導を行っていくものとする。

施策 11 最終処分場の適正管理

- 最終処分場は、埋立中には廃棄物処理法に基づく維持管理が必要であり、埋立終了後も廃棄物処理法に基づく閉鎖基準に達成するまでは維持管理が必要である。
- 今後も、法令に基づく維持管理を継続して行い、周辺環境保全に努めるものとする。

施策 12 次期最終処分場の計画的整備

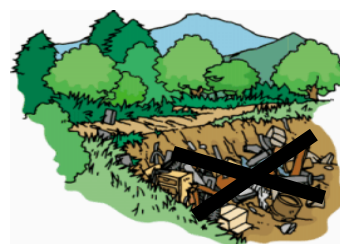
- 現有最終処分場は、現状の使用方法であれば残容量も十分あり、当面は継続した使用が可能であるが、予期せぬ災害が起こると多量のごみが搬入され、埋立可能期間はあっという間に短くなる。
- 現有最終処分場の残容量を継続把握すると共に、次期最終処分場は、計画的に用地確保を行い、安定・継続した最終処分を行う。



《その他の計画》

施策 13 不法投棄対策

- 不法投棄防止に関しては、雲南市、飯南町及び市民や警察等関係機関と連携した取組を実施していく。
- 不法投棄防止は、各自治体が主体となって行う監視パトロールの実施や発見時の警察への通報などにより行っていく。また、郵便事業者などとの連携を図るなど、不法投棄の監視強化に協力していく。



施策 14 在宅医療系廃棄物対策

- 本市では、注射針を除く在宅医療系廃棄物については、分別を徹底したうえで収集・運搬・処理を行っているが、より一層の適正処理について、医療機関等に要請する。
- なお、行政処理が困難である注射針等の在宅医療系廃棄物については、医師会への協力要請並びに適正処理を指導していくものとする。



施策 15 災害廃棄物対策・火災廃棄物対策

- 「地域防災計画」に従って処理等を行っていくものとする。
- 必要に応じ、島根県及び関係業界団体等を通じて近隣市町、関係業者へも応援を求めることが必要であるため、関係機関と連携していく。
- 火災等により一時的に多量に発生する廃棄物は、現在の分別区分での排出は困難であるため、雲南市・飯南町事務組一般廃棄物処理手数料条例に示す「特別な事由があるもの」と認められたものとして処理を行うものとし、今後、整備していく新ごみ処理システムにおいて、災害廃棄物や火災廃棄物の処理体制を構築する。



その他

ごみ減量化推進体制

- 持続可能な循環型社会づくりに向けて施策を推進するため、本市においても、ごみ処理に関する重要案件について、協議会等と協力し、市民や事業者などへのごみ処理に対する理解と信頼を深めるよう努めるものとする。

地域の諸計画への対応

- 中国横断自動車道尾道松江線の開通することにより、人の動きや物流が効率化し、観光地や企業誘致により地域が活性化することでごみ排出量が増加することも想定されるため、地域における諸計画について注視しつつ、適宜、必要な対策を講じていくものとする。

温暖化防止対策

- 地球温暖化を防止するため、化石燃料の使用量を減らし、施設の更新にあたっては、エネルギー回収ができるよう努める。
- ごみ処理施設から排出する二酸化炭素排出量を把握し、削減目標に取り組むため地球温暖化対策実行計画の見直しを行う。